



だいななきこだいらししょうがいふくしけいかく  
第七期小平市障害福祉計画

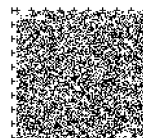
だいさんきこだいらししょうがいじふくしけいかく  
第三期小平市障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

ばん  
【わかりやすい版】



れいわ ねん がつ  
令和6（2024）年3月  
こだいらし  
小平市



# はじめに

## けいかく 計画とは

目標や目的を達成するために、地域のいろいろな人たちが、これからどのように行動するのかを決めたものが計画です。

この計画は、障がいのある人が、自分らしく安心して地域の人たちといっしょに生活していけるよう、何に困っていて何を望んでいるのかを調べ、それをもとに、何をどのくらいしたら良いのか、これからどうしていくのかをみんなでいっしょに考え、まとめたものです。

# 第1章

## けいかくさくてい はいけい がいよう 計画策定の背景・概要

しょう しゃ ふくし けいかく  
障がい者福祉計画



だい なな き しょうがい ふくし けいかく  
第七期障害福祉計画

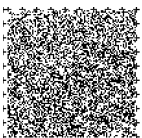
だい さん き しょうがいじ ふくし けいかく  
第三期障害児福祉計画

### だいななきこだいらししょうがいふくしけいかく だいさんきこだいらししょうがいじふくしけいかく 第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画

- 障がいのある人や障がいのある子どもが、生活するのに必要なサービスや、それぞれのサービスがどのくらい必要になるかを考えた計画です。
- 「障害者総合支援法」と「児童福祉法」という法律で必ず作るように決められています。
- この計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画です。

### こだいらししょう しゃふくしけいかく 小平市障がい者福祉計画

- 障がいのある人が、安心して暮らせるまちづくりのための計画です。
- 「障害者基本法」という法律で必ず作るように決められています。
- この計画は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画です。
- 2ページでは、この計画の考え方や、5つの取り組みについて説明しています。



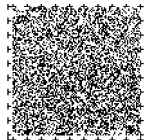
きほんりねん                      けいかく    かんが    かた  
**「基本理念」 (この計画の考え方)**  
 けんこう    かいてき    じゆう    じりつ                      せいかつ    じつげん  
**健康で快適・自由で自立した生活の実現**  
 い                      く                      ささ                      きょうせい    ちいき  
**ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり**



きほんほうしん                      けいかく    め    ぎ  
**「基本方針」 (この計画で目指すこと)**  
 しょう                      ひと    じ    こせんたく    じ    こけつてい    せんちよう                      じつげん    じょうほうていきよう    じゅうじつ  
 ・ 障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実  
 しょう                      おも                      ちいき    じりつ                      く  
 ・ どんなに障がいが重くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり  
 らいふすてーじ    おう                      たよう    いっかん                      しえん                      けいかく  
 ・ ライフステージに応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり



し    さく                      はしら                      とりくみ 施 策 の 柱 (5つの取組)	
せいかつしえん    すいしん 1) 生活支援の推進	ちいき    じぶん                      せいかつ                      ひつよう    さーびす 地域で自分らしく生活するために必要なサービスをうけられるように します。
せいかつかんきよう    せいび 2) 生活環境の整備	ちいき    あんしん                      かいてき    く                      せいかつかんきよう    ととの 地域で安心して快適に暮らせるように生活環境を整えます。
きょういく    はったつしえん    じゅうじつ 3) 教育・発達支援の充実	こ                      ころ                      がっこう    そつぎよう                      とぎ                      しえん 子どもの頃から学校を卒業するまで、途切れることなく支援を うけられるようなしくみをつくります。
こよう    しゅうろう    かくだい 4) 雇用・就労の拡大	しょう                      ひと                      いっぱん    かいしゃ    さぎょうじよ                      はたら 障がいのある人が、一般の会社や作業所などで働けるように しえん 支援します。
こうほう    けいはつかつどう    すいしん 5) 広報・啓発活動の推進	だれ                      わ                      し                      つく                      しょう                      し 誰にでも分かりやすいお知らせなどを作ったり、障がいについて知っ てもらえるようにしていきます。



## 第2章

# 障がいのある人の現状と課題

障がいのある人や障がいのある子どもの人数などが書いてあります。

また、令和4（2022）年度に行ったアンケート調査結果の説明、前回の「第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画」で計画したことがどのような結果になったか、などが書かれています。

【令和4（2022）年度】 障がいのある人の数	
身体障害者手帳を持っている人	4,954人
愛の手帳を持っている人	1,577人
精神障害者保健福祉手帳を持っている人	2,546人

## 第3章

# サービスの提供について

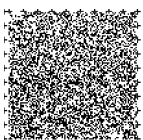
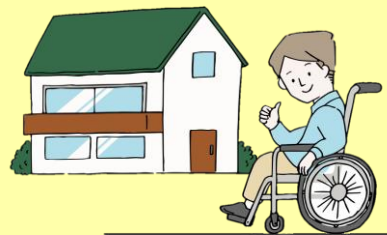
いろいろなサービスをどれだけ用意したらいいのかを決めています。

また、障がいのある人のために、何をしていくのかが書かれています。

## 1 大事な目標

### ① 施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人たちが施設から出て、グループホームやアパートなどで暮らせるよう支援することで、施設に入っている障がいのある人の人数を減らすことをめざします。



## ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人でも、地域で安心して生活できるしくみをつくるために、保健所・病院・福祉施設および市役所などで働いている人たちがあつまり、話し合います。



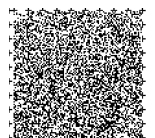
## ③ 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

障がいのある人の地域での生活をささえるために、ひとり暮らしなどの相談や緊急時の受け入れ対応など、いろいろな機能をあわせ持ったしくみが始まりました。これから、このしくみをうまく使っていくにはどうしたらよいか、話し合います。

## ④ 福祉施設から一般就労への移行

働くことを希望している障がいのある人を支援することで、会社などで働く障がいのある人の人数を増やすことをめざします。

また、会社で働きはじめた障がいのある人が、長く働き続けられるように、相談を受けたり、「就労定着支援」というサービスを使う人を増やします。



## ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

「児童発達支援センターこだいら」を中心に、障がいのある子どもが地域のみんなと一緒に過ごせるように支援したり、障がいの重い子どもが昼間に通える施設を増やしていきます。

また、医療的ケアが必要な子どもには、どのような支援が必要なかを調べたり、災害が起きたときの避難や、困りごとを相談できるコーディネーターを置くことについても考えます。



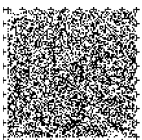
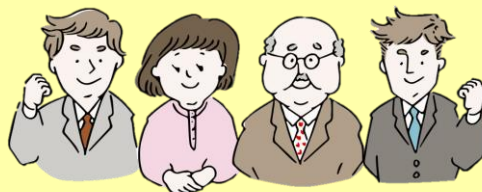
## ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人からの相談を受けるしくみを、より良くします。

また、地域の相談機関と協力して、どうすれば障がいのある人に向けたサービスが、より小平市に住む人に合うものになるか考えます。

## ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービスの内容をより良くするために、東京都がおこなう研修などに参加します。



## 2 サービスをどのくらい増やすか（目標）

ここでは、福祉サービスをどのくらい増やしていくのかを決めています。  
いろいろな種類のサービスの中から、6つを紹介します。

### (1) 訪問系サービス（障がいのある人の家で行うサービス）

#### 居宅介護

⇒ヘルパーが家にきて、お風呂、食事、せんたくなどを手伝います。



### (2) 日中活動系サービス（昼間のいろいろな活動をささえるサービス）

#### 生活介護

⇒施設（作業所）などで、障がいの重い人がさまざまな活動をするときに必要な介護をします。



### (3) 居住系サービス（グループホームなどの、住まいに関するサービス）

#### グループホーム

⇒障がいのある人たちが、生活の手伝いを受けながら、数人でいっしょに暮らします。

### (4) 相談支援（いろいろな相談についてのサービス）

#### 計画相談支援

⇒相談支援専門員という人が、サービスを利用するために必要な計画を作ります。

### (5) 障がい児支援（障がいのある子どもの成長を助けるサービス）

#### 放課後等デイサービス

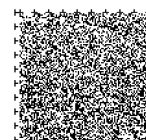
⇒学校にかよう障がいのある子どもが、自立した生活を送れるよう放課後に生活の訓練などを行います。



### (6) 地域生活支援事業（地域での生活を助けるためのサービス）

#### 理解促進研修・啓発事業

⇒地域の人たちに、障がいのある人のことを知ってもらうために、勉強会などを行います。

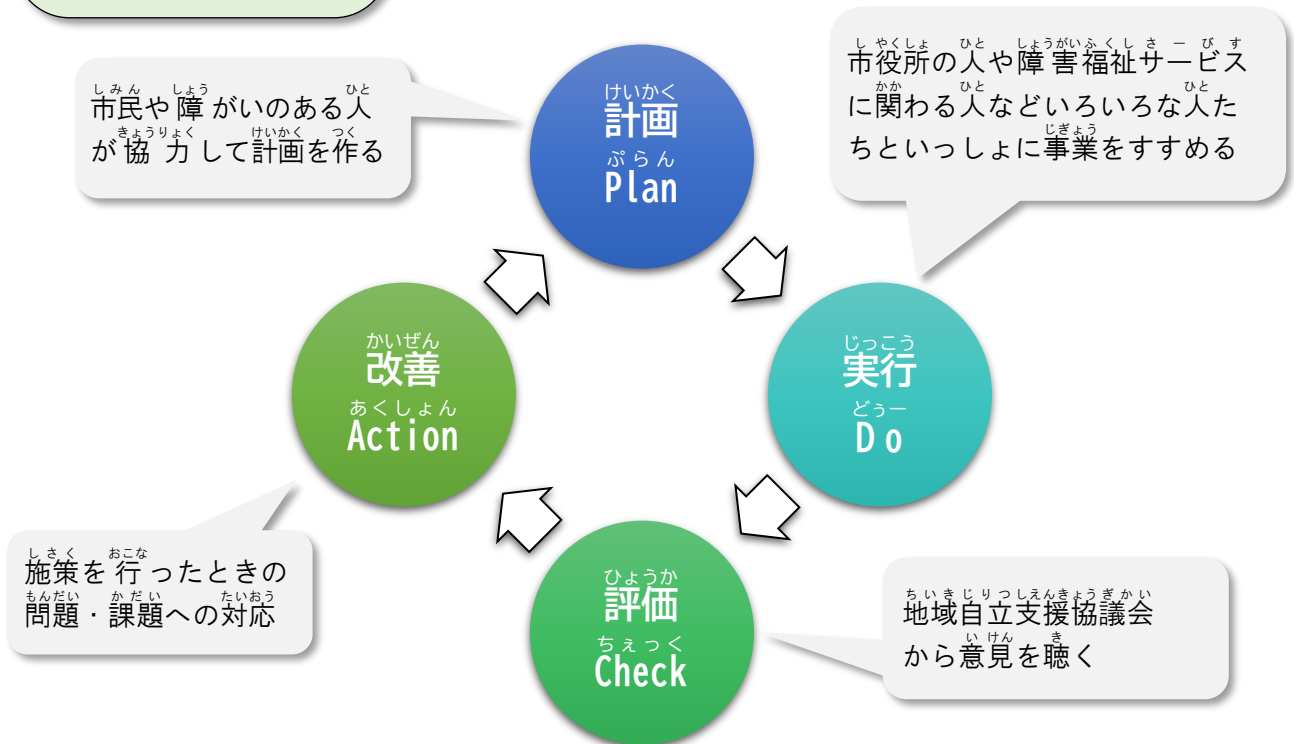


だい しょう  
第4章

けいかく すいしん しんこうかんり  
計画の推進と進行管理

この計画がうまく進むように、地域のいろいろな人たちと協力し、「地域自立支援協議会」という会議で、状況を確認していきます。

P D C A サイクル



だい ななきこ だい らししょうが いふくし けいかく  
第七期小平市障害福祉計画

だい さんきこ だい らししょうが いじふくし けいかく  
第三期小平市障害児福祉計画

【わかりやすい版】

令和6 (2024) 年3月発行

発行：小平市健康福祉部 障がい者支援課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話：042 (312) 1385 (直通)

FAX：042 (346) 9541

電子メール：syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

